

一般廃棄物処理施設（最終処分場）の維持管理情報（令和7年度）

1、施設概要

設置主体名	伊勢崎市
施設名称	伊勢崎市あずま一般廃棄物最終処分場
施設の所在地	伊勢崎市東小保方町3221
埋立面積	9,850㎡
埋立容量	28,900㎡
浸出水の処理能力	35㎡/日
浸出水の処理方式	調整槽+カルシウム除去+生物学的脱窒素処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+キレート樹脂吸着+滅菌

2、施設の維持管理に関する計画 別紙のとおり

3、埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量(t) 埋立終了

4、点検項目

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁等	点検日	4月23日	5月26日	6月23日	7月23日	8月25日	9月22日	10月22日	11月26日	12月22日	1月26日	2月24日	3月23日
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遮水工	点検日	4月23日	5月26日	6月23日	7月23日	8月25日	9月22日	10月22日	11月26日	12月22日	1月26日	2月24日	3月23日
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調整槽	点検日	4月23日	5月26日	6月23日	7月23日	8月25日	9月22日	10月22日	11月26日	12月22日	1月26日	2月24日	3月23日
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浸出水処理施設	点検日	4月23日	5月26日	6月23日	7月23日	8月25日	9月22日	10月22日	11月26日	12月22日	1月26日	2月24日	3月23日
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

5、残余埋立容量
あずま最終処分場

埋立終了

6、あずま最終処分場 放流水の水質測定結果

*管理値とは下流水利権者 早川第二総合堰水利組合との協定値です。

項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取日				-	5月23日	6月20日	7月18日	8月22日	9月24日	10月24日	11月5日	-	-	-	-
測定結果取得日				-	6月20日	7月18日	8月18日	9月19日	10月24日	11月21日	12月5日	-	-	-	-
水素イオン濃度 (PH)	-	5.8-8.6	5.8-8.6		7.3	7.2	7.7	7.3	7.5	7.2	7.2				
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	25	10		1.1	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5				
化学的酸素要求量 (COD)	mg/l	-	20		4.5	1.6	1.4	2.8	2.1	1.6	2.5				
浮遊物質 (SS)	mg/l	50	5		3	<1	<1	<1	<1	1	<1				
窒素含有量	mg/l	120	10		2.1	2.4	3.2	2.9	2.8	5.7	5.7				
大腸菌数	CFU/ml	800	800		0	0	0	0	0	0	0				
アンモニア・アンモニア化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	100	100					1.8							
ノルマルヘキサン(n-hex)抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/l	5	5		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1				
ノルマルヘキサン(n-hex)抽出物質含有量 (動植物油脂含有量)	mg/l	30	30		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1				
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03	0.03		<0.01		<0.01	<0.01		<0.01					
シアン化合物	mg/l	1	1		<0.02		<0.02	<0.02		<0.02					
鉛及びその化合物	mg/l	0.1	0.1		<0.01		<0.01	<0.01		<0.01					
六価クロム化合物	mg/l	0.2	0.2		<0.01		<0.01	<0.01		<0.01					
砒素及びその化合物	mg/l	0.1	0.1		<0.0005		<0.0005	<0.0005		<0.0005					
水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物	mg/l	0.005	0.005		<0.0005		<0.0005	<0.0005		<0.0005					
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	不検出					<0.0005							
有機リン (EPN)	mg/l	1	1					<0.01							
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l	0.003	0.003					<0.0005							
トリクロロエチレン	mg/l	0.1	0.1					<0.001							
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1	0.1					<0.001							
ジクロロメタン(塩化メレン)	mg/l	0.2	0.2					<0.002							
四塩化炭素	mg/l	0.02	0.02					<0.0002							
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04	0.04					<0.0004							
1,1-ジクロロエチレン(塩化ビニルデン)	mg/l	0.2	0.2					<0.002							
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4	0.4					<0.004							
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3	3					<0.03							
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06	0.06					<0.0006							

(別紙)

一般廃棄物処理施設（最終処分場）の維持管理に関する計画

- 1、擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じます。
- 2、遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するための措置を講じます。
- 3、最終処分場の周縁から採取した地下水の水質検査を次により行います。
 - (1) 地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録します。
 - (2) 電気伝導率又は塩化物イオン濃度を毎月1回以上測定・記録します。
 - (3) 電気伝導率又は塩素イオン濃度の異常が認められた場合には、速やかに再測定・記録するとともに地下水検査項目についても測定・記録します。
- 4、地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められた場合には、その原因の調査と生活環境の保全上必要な措置を講じます。
- 5、浸出水処理設備の維持管理は次により行います。
 - (1) 放流水の水質検査を次により行う。ただし、水処理を停止している場合は行わない。
 - ア 排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録します。
 - イ 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について毎月1回以上測定・記録します。
- 6、ダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められた場合には、原因の調査と生活環境の保全上必要な措置を講じます。
- 7、浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講じます。
- 8、残余の埋め立て量について、1年に1回以上測定し、かつ、記録します。